

「学び返し」と

第3次府中市生涯学習推進計画の範囲について

1. 「学び返し」についての考え方

「学び返し」の定義

平成17年3月、第1期生涯学習審議会提言で、確立。

「学び返し」を「**市民一人ひとりが持っている力を、社会に還元していくこと**」と定義。

生涯学習審議会答申等における「学び返し」の定義・考え方等

第1期生涯学習審議会提言『「学び返し」の中から豊かな生涯学習を』（平成17年3月）

～「学び」を「返す」とは、これら市民一人ひとりが持っている力を、**社会に還元していくこと**である。自分の体験してきたことや技術・技能を**伝えていくこと**、また**学んだことを活用していくこと**は、人と人との間をつなぎ、環をつくりあげていくという双方向性と循環性をもつ。これからの生涯学習を考える時、まず市民の一人ひとりが自分自身の持っている豊かな力を改めて自覚、認識して、**生涯学習から得たものを家庭や地域社会で実践していく動き**を始めることが大切なのである。～ 「はじめに」より

第2期生涯学習審議会中間答申『地域教育力を高めるための新しい生涯学習について』（平成18年3月）

～**新しい生涯学習とは、各自が関心のある趣味等に生きがいを見いだす機会であるとともに、自分が地域において何らかの役に立っているとの実感が持てる機会を造り出すこと**なのではないだろうか。それはまた、今なお住民が増えつづけるなか、**自覚を持って地域づくりを進めることにつながっていく**と思われる。地域の教育力の充実のためには、地域社会自体が活性化されていなければならない。このためには、前回の提言にある「学び返し」をいかに具現化していくかが重点的な取り組み、課題となるだろう。～ 「方向性（方針）」より

第2期生涯学習審議会答申『「学び返し」を通じた地域教育力の向上～府中市生涯学習推進計画（第2次）策定にむけての見直しへの提言』（平成19年3月）

～「**学び返し**」とは、「**市民一人ひとりが持っている力を、社会に還元していくこと**」と定義した。言い換えれば、**家庭・学校・職場・そして地域という場で学んできた多くのことを家庭や地域社会で実践したり、伝えたりすること**なのである。これは、かつての地域社会の中で、農作業をはじめ生活全般について大変な時には、住民がお互いに進んで協力し合い、助け合うことを「**手間返し**」と呼んだことを生涯学習にも当てはめようとする考え方である。～ 「はじめに」より

第3期生涯学習審議会答申『未来を託す子どもたちへ今こそ「学び返し」の実践を～地域・家庭からの第一歩』（平成21年2月）

～平成19年にはこの考えを引き継ぎ、「**学び返し**」を通じた地域教育力の向上」と題し、**本市における生涯学習の方向性について「市民一人ひとりが学んだことや体験したことをお互いに伝え合い、生かしかうこと**によって**地域が活性化し、地域教育力が高まっていく**ことと捉えて、府中市生涯学習推進計画（第2次）策定に向けて見直し「5つの提言」を示した。～ 「はじめに」より

第4期生涯学習審議会答申『「学び返し」の体制づくり～「おせっかい精神」の再発見～』
(平成23年3月)

～府中市が今後10年間の長期的な生涯学習の方向を示すために平成21年4月に策定した「第2次府中市生涯学習推進計画」(以下、「推進計画」という)では、これまでの「学ぶ」だけの生涯学習から、ひとりひとりの体験や学んできたことを生涯学習活動やさまざまな地域活動の中で生かす「学び返し」を提唱し、推進するとしている。～

～学び返し：市民が、今までの「学ぶ」側から、自ら学んだことや身につけた知識・技能など「学び」の成果を、地域や他の方に対し「返す」とする考え方。府中市生涯学習審議会で提言された造語。本計画のキーワードとなっている。～
「はじめに」より

第5期生涯学習審議会答申『「学び合い教え合う「学び返し」～市民と行政の新たな協働を目指して～』(平成25年3月)

～第2次府中市生涯学習推進計画においては、自ら学んだことや身につけた知識・技能を地域社会に活かすことを「学び返し」と提唱して生涯学習活動が推進されてきた。～
「はじめに」より

～学ぶ者と教える者が、地域社会で学んだことを地域に返す「学び返し」の場を醸成するために、市民自身の学習企画構想を引き出す。また、多様な市民が連携して気軽に協議できる市民協議会のような場の設置も検討されるべきである。～
「学びの場の理念に関する内容」より

第6期生涯学習審議会答申『市民協働で生涯学習の充実を～「学び返し」で人がつながり人を育てる～』(平成27年3月)

～府中市生涯学習審議会は、人が生まれてから生涯にわたり行われる、「学び」の活動に対する施策にとどまらず、「学び返し」の提唱など府中市独自の多くの施策を提言してきた。～

～学び返し：市民が、今までの「学ぶ」側から、自ら学んだことや身につけた知識・技能など「学び」の成果を、地域や他の方に対し「返す」とする考え方。府中市生涯学習審議会で提言された造語。本計画のキーワードとなっている。～
「はじめに」より

第7期生涯学習審議会答申『地域の教育力を活用した家庭教育支援のあり方／活動を支援すべき社会教育関係団体の定義及び当該団体に行う支援のあり方』(平成29年3月)

～市民自らが蓄積する知見を地域に還元する「学び返し」の積極的実践と、世代を超えて学び・教わる地域環境づくりが、今なにより大切である。～
「はじめに」より

「学んだ成果を発表するだけでなく、さらに一歩進め、一人ひとりが学んだことを、生涯学習活動やさまざまな地域活動の中で生かす」ことと定義（「計画の基本目標」）。

「学び返し」とは、

**学んだこと、身につけたことを、社会や地域に
還元すること**

（学んだ人が教える側になることに限定された考え方ではなく、人と人をつなぎ、環を作り上げていくという双方向と循環性を持つもの）

「学び返し」のめざすもの

地域教育力の
向上

市民の
学習意欲
の向上

市民が主役の
学習活動

各世代の
情報の
伝承・共有

地域の
親密性の向上

「学び返し」の意義

文部科学省による『学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点整理』（平成29年3月）では、**社会教育の役割として地域コミュニティの維持、活性化への貢献（学びの成果を活かした地域づくり）**を第一に示した上で、地域住民か地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」を「**地域課題解決学習**」として捉え、社会教育の概念に明確に位置づけている。

府中市の「学び返し」は、上記の考え方を、国に10年以上先だって確立した極めて先進的な概念。

第6次府中市総合計画後期計画でも、「学び返しによる地域教育力」を明記。

内容的にも、従来からの踏襲に止まらず、市民協働を重視する総合計画の全体方針に則ったものとなっている（**総合計画の全体理念に沿った重要な方向性**）。

「第6次府中市総合計画 後期基本計画 施策43 学習機会の提供と環境づくりの推進」より

<第6次府中市総合計画 後期基本計画 都市像>

**みんなで創る
笑顔あふれる
住みよいまち**

・基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示すもので、計画期間は8年となっている。**市が市民とともに協働して達成を目指す計画と位置付けており、市民と市が協働で作成した。**

「第6次総合計画 後期基本計画 基本構想について（9頁）」より

<第6次府中市総合計画 後期基本計画 基本目標>

人とコミュニティをはぐくむ文化のまち

施策43 学習機会の提供と環境づくりの推進

（1）現状と課題

～市民がボランティアとして市や府中市生涯学習センターとの協働による地域づくりができる仕組みづくりや、地域における生涯学習の担い手として活動のできる人材の育成が求められます～

（2）めざす姿

市民と行政、事業者が協働してつくりあげた学習の場や多様な学習機会を通じて、高齢者の社会参加や世代を超えた地域交流活動が行われ、「学び返し」により、地域教育力が向上しています。

また、**ボランティア人材の発掘と育成を行うことで、学習した成果を活かしながら、市民自らが地域の課題解決に取り組むとともに、生涯学習の担い手として携わるなど、市民の活躍によるまちづくりが進められています。**

「第6次総合計画 後期基本計画 122頁」より

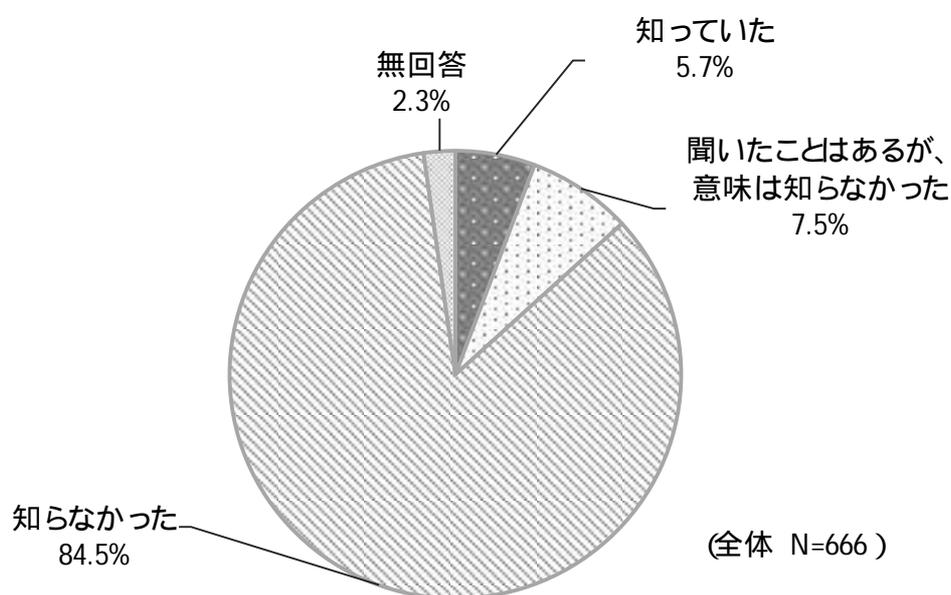
「学び返し」の課題

「学び返し」は府中市独自の言葉であるため、説明をつけないと内容がわかりにくい。このため、言葉が普及しにくい傾向がみられる。

しかし、大規模な「学び返し」の認知事業が実施されておらず、結果として、生涯学習施設の関係者や市民の認知度も低い。

「市内施設ヒアリング調査」「市民アンケート調査」より

図表—問20— 市が掲げている「学び返し」という言葉をご存知でしたか。



上記を踏まえ、

- ・ 「学び返し」の広報施策を実施することが必要
- ・ 広報の際には、『「学び返し」は、市民が学習した成果を地域に活かすこと』という説明を常につける。

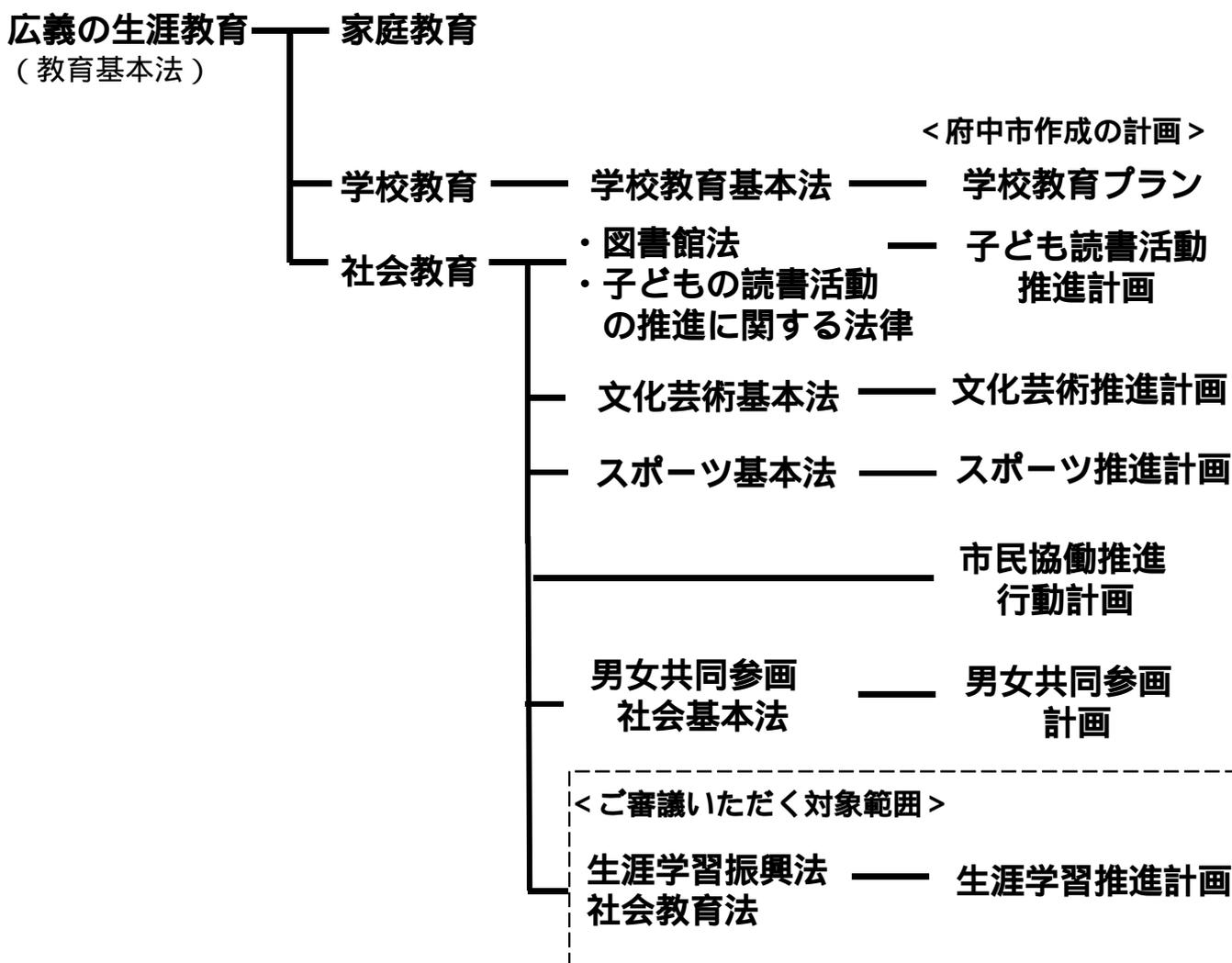
2. 生涯学習計画の範囲についての考え方

生涯学習の位置付け

理念としては、「人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習」とされる。

ただし、実際の行政施策としては、学校教育以外（社会教育および高等教育機関による社会人教育や各種検定試験など）の分野が主たる対象となっている。「文部科学白書」より

根拠法に基づく生涯学習行政の位置付け



法整備の結果、社会教育分野においても、各分野ごとの個別計画が各地域で策定されることが通例である。